

福祉サービス利用援助事業について

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課

概要

位置づけ

- 「福祉サービス利用援助事業」は、平成12年介護保険制度の導入、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行により、福祉サービスが措置から利用へと移行する中で、利用者の利益の保護を図る仕組みの一環として第二種社会福祉事業に規定。
- 判断能力の不十分な人であっても福祉サービスの利用が適切に利用できるよう助け、これに伴う日常的金銭管理等をあわせて行う仕組み。

「精神上の理由(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等)により日常生活を営むのに支障がある者」に対して、「無料又は低額な料金で、福祉サービスの利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業。」(社会福祉法第2条第3項第12号)
- あわせて、全国どこでも対応できる仕組みが必要であること、適正に実施するための一定の組織管理・財務体制を確保している必要があること等の理由から、都道府県社会福祉協議会に、①「福祉サービス利用援助事業が都道府県の区域内においてあまねく実施されるために必要な事業」、②「当該事業に従事する者の資質の向上のための事業」、③「福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発の実施」を義務づけ。(社会福祉法第81条)
- 平成11年10月から「地域福祉権利擁護事業」(平成19年度から「日常生活自立支援事業」)の名称で、都道府県社会福祉協議会を実施主体とした国庫補助事業を開始。

日常生活自立支援事業における福祉サービス利用援助事業の内容

<実施主体>

都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会。ただし、事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等(基幹的社協等)に委託できる。平成18年度末現在の基幹的社協等は596カ所。

<対象者>

判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。*平成18年度末実利用者数(3月末時点の実数)は、21,904人。

<援助内容>

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- ④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)」「定期的な訪問による生活変化の察知」

具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的な金銭管理等を実施。(1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円)

(P10参照)

提供

提供

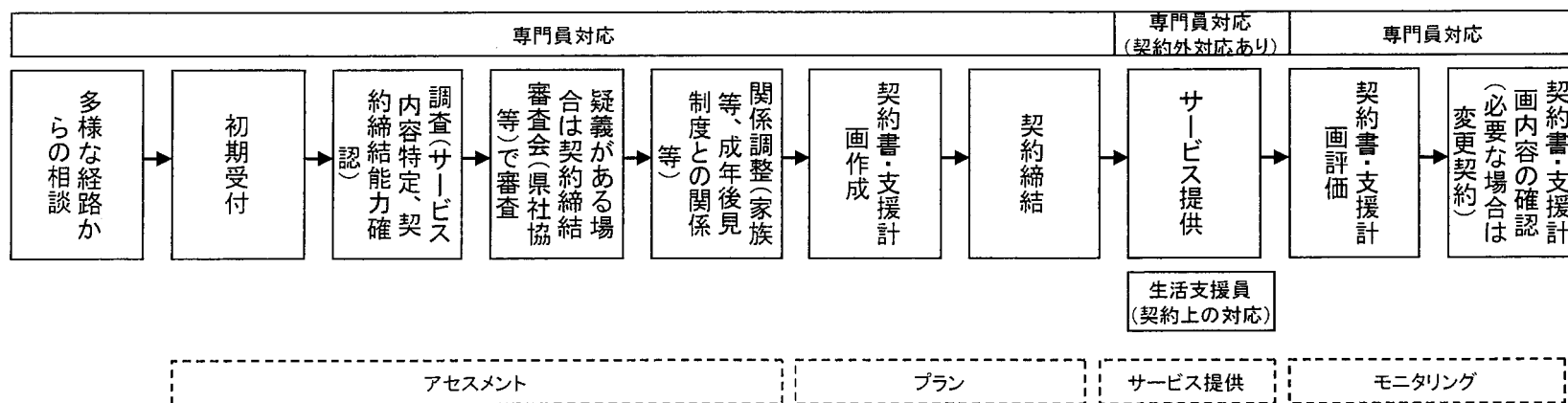
担い手・実施方法

- 専門員(原則常勤)と生活支援員(非常勤)により実施。
* 全国596カ所の基幹的社協等に866人の専門員と10,847人の生活支援員が配置。
- 専門員は、相談の受付、申請者の実態把握や本事業の対象者であることの確認業務、支援計画作成、契約締結業務、生活支援員の指導等を行い、生活支援員は、専門員の指示を受け具体的な援助を提供。

(P10参照)

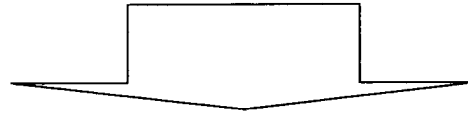
実施

援助のプロセス



* 介護保険法、障害者自立支援法のケアマネジメントと同様のプロセス

(P13参照)



事業の効果

- 福祉サービス等の利用援助やそれに伴う日常的金銭管理を実施することにより、個別のサービス利用では問題解決しない利用者層にアプローチしている。
- 本事業により親族による金銭搾取等や消費者被害が発見されており、副次的効果としての見守り機能が大きい。
- 利用料の支払いが遅滞する等トラブルになりやすい利用者が円滑にサービス利用できるようになり、事業者にとっての困難ケース解消につながっている。
- 利用者の状態変化に対応して成年後見制度につなぐとともに、その利用手続きを援助することにより、成年後見制度の利用に寄与。

課題点

- 全国的にみると、相談件数、利用契約者数は年々増加しているが、実施主体間の格差が大きい。(P24, 25参照)
- 本事業の対象と考えられる「在宅で一人暮らしの認知症高齢者、知的障害者、精神障害者」の数を339,000人と推計すると、平成18年度末実利用者数は、その6.5%にすぎず、まだまだ不十分といわざるをない。
(P11参照)



今後に向けて

- 日常生活自立支援事業の現状をみると、郵便物の確認・整理や通院の調整など、福祉サービスの利用や行政手続等にとどまらない支援が実施されている。(P13、14参照)
- また、本人の判断能力が不十分なため、まずは本事業のサービスの必要性について本人の自覚を促すための相談が必要であり、契約に至らない場合であっても関わりを継続して見守るなど、要支援者の日常生活の継続にとって本事業の相談の果たす役割が重要なものとなっている。(P13、16参照)
- 以上のような現状を踏まえると、福祉サービスの利用や行政手続等にとどまらず、判断能力の不十分な人の日常生活上のニーズを発見し、その判断を支援することにより要支援者の生活を継続的に支える仕組みとすることが必要ではないか。

参 考

- 福祉サービス利用援助事業の位置づけ ……P 7
- 日常生活自立支援事業(国庫補助事業)の内容 ……P 9
- 日常生活自立支援事業の実施状況 ……P19
- 日常生活自立支援事業の国庫補助 ……P26
- 関係する告示・通知 ……P27
- 社会福祉法(抜粋) ……P28
- 日常生活自立支援事業と成年後見制度の関係 ……P30

福祉サービス利用援助事業の位置づけ

<背景>

- 平成12年介護保険制度の導入、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行により、福祉サービスが措置から利用へと移行する中で、利用者の利益の保護を図る仕組みが求められた。
- 一方、近年、地域では、一人暮らし高齢者世帯の増加、地域生活に移行する精神・知的障害者の増加が見込まれており、これらの人々を標的とした詐欺行為等の増加の危惧。
- 地域での生活は、あらかじめ必要なものが用意され、安心と安全が担保されている施設とは異なり、資源が多様で点在しており、うまく活用できない場合には生活を円滑に営めない。また、自分の身を自分で守ることも求められる。そのため、「地域」において、自立した生活を行うためには、「福祉サービスを含め、生活に必要な資源を活用できる」「収入や資産に見合った生活費の管理ができる」「困ったときに自分から助けを求めることができる」ことが必要であるが、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が不十分な状態にある人々の中には、これらを自分だけでは十分に行えず、他からの支援を必要とする人々が少なからず存在。
- また、このような人々は、契約変更や料金の支払いなどに対応できず、サービス利用の上での困難事例になりやすいことから、サービス提供事業者等にとってもその部分を支援する仕組みが必要。

＜社会福祉法上の規定＞

- 「福祉サービス利用援助事業」は、利用者の利益の保護を図る仕組みの整備の一環として、第二種社会福祉事業に規定。

- 「精神上の理由(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等)により日常生活を営むのに支障がある者」に対して、「無料又は低額な料金で、福祉サービスの利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業」(社会福祉法第2条第3項第12号)

- 「福祉サービス利用援助事業」は、第二種社会福祉事業として様々な主体による取り組みが期待される一方、全国どこでも対応できる仕組みが必要であること等の理由から、現に各都道府県において組織を有し、社会福祉事業を適正に実施するための一定の組織管理・財務体制を確保している都道府県社会福祉協議会に、本事業が「都道府県の区域内においてあまねく実施されるために必要な事業」とともに、「当該事業に従事する者の資質の向上のための事業」「福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発」の実施を義務づけ。(社会福祉法第81条)

日常生活自立支援事業(国庫補助事業)の内容

- 平成11年10月から「地域福祉権利擁護事業」の名称で、都道府県社会福祉協議会を実施主体とした国庫補助事業を開始。(事業に対し名称が大きすぎる、利用者にはわかりにくい等の指摘を受け、利用促進の観点から平成19年度「日常生活自立支援事業」に名称変更。)
- 現在、都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用援助事業の窓口となる基幹的社会福祉協議会等を、地域住民に最も身近な市区町村域に整備するよう所要の予算措置を図り推進。

<事業の目的>

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者*1に対し、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援すること。

*1 判断能力が不十分なものとは、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難なもの

<実施主体>


都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会。ただし、事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等(基幹的社協等)に委託できる。平成18年度末現在の基幹的社協等は596カ所。

<事業内容>

法81条に都道府県社会福祉協議会が実施することと規定されている3事項

1. 福祉サービス利用援助事業(区域内においてあまねく実施されるために必要な事業を含む)
2. 従事者の資質の向上のための事業
3. 事業に関する普及啓発

次ページへ



日常生活自立支援事業における福祉サービス利用援助事業の内容

<対象者>

判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。*平成18年度末実利用者数(3月末時点の実数)は、21,904人。

<援助内容>

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- ④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)」「定期的な訪問による生活変化の察知」

<実施体制>

実施主体(都道府県・指定都市社会福祉協議会)には、責任者、事業の企画及び運営に携わる職員、専門員、生活支援員を置く。基幹的社協等には、専門員(原則常勤)と生活支援員(非常勤)が配置され援助を提供。専門員は基幹的社協等に常駐し、申請者の実態把握や本事業の対象者であることの確認業務、支援計画作成、契約の締結業務、生活支援員の指導等を行う。生活支援員は利用契約上の回数、時間を勤務時間とする非常勤であり、専門員の指示を受け具体的な援助を提供。

<利用料>

実施主体が定める利用料を利用者が負担する。生活支援員の賃金は補助対象外(実施主体は、利用料を生活支援員に対する賃金に充てている)。なお、生活保護受給世帯へ派遣する場合の生活支援員の賃金は、国庫補助対象経費(平成18年度末現在契約件数の3.5割)。

〔参考〕 実施主体が設定している訪問1回あたり利用料 平均1,200円

達成度

- 本事業の対象と考えられる「在宅で一人暮らしの認知症高齢者、知的障害者、精神障害者」の数を339,000人と推計すると、平成18年度末現在の実利用者数はその6.5%。

日常生活自立支援事業の対象者数について〈推計〉

(参考)

- ◆ 「2002(平成14年)9月末についての推計」によると、在宅における認知症高齢者の数(注1)は73万人となっている。
- ◆ 本事業で利用契約を締結している認知症高齢者の多数は一人暮らしであることから、本事業の認知症高齢者の対象者数は、
 $73\text{万人} \times 24.6\%(\text{注}2) = 18\text{万人}$ となる。
- ◆ また、本事業は認知症高齢者以外にも、知的障害者、精神障害者が利用しているが、対象者としては、
知的障害者(知的障害者療育手帳交付台帳登載者のうち中軽度者) 37.7万人
精神障害者(精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載者) 46.7万人
が想定され、これらの者のうち、在宅で一人暮らしの者を推計すると、
知的障害者 6.0万人(注3)
精神障害者 9.9万人(注4)となる。
- ◆ よって、本事業の対象者である「在宅で一人暮らしの認知症高齢者、知的障害者、精神障害者数」は、
 $18\text{万人} + 6.0\text{万人} + 9.9\text{万人} = 33.9\text{万人}$ と推計される。

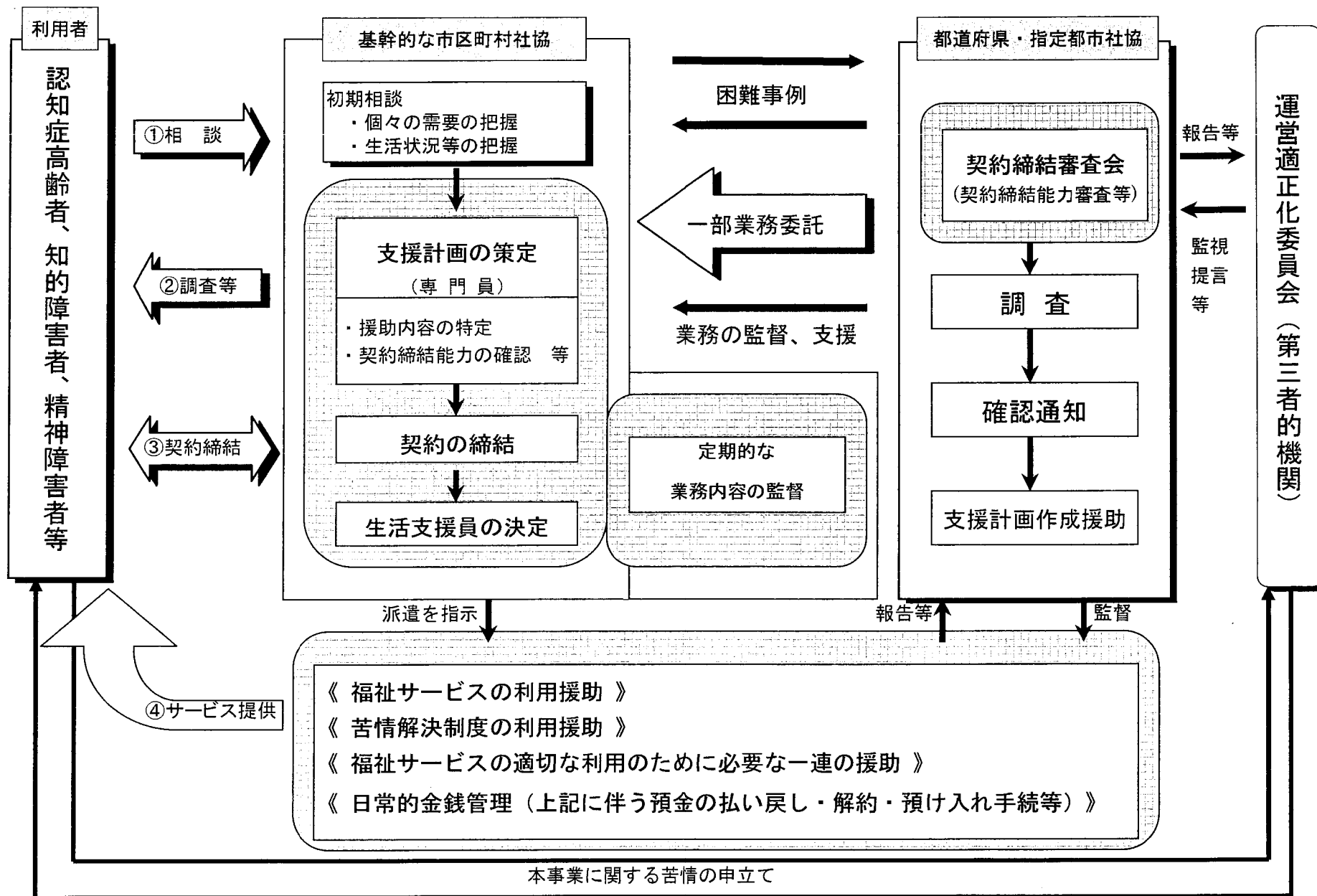
注1. 介護保険の第1号被保険者で要介護(要支援)認定を受けた者のうち、何らかの介護・支援を必要とする認知症がある者(認知症高齢者自立度Ⅱ以上)

2. 単独世帯率(平成17年国民生活基礎調査)

3. 在宅で一人暮らしの知的障害者については、台帳登載数に注2の単独世帯率及び「知的障害児(者)基礎調査」(平成12年)による在宅率(64.6%)を乗じている。

4. 在宅で一人暮らしの精神障害者については、台帳登載数に注2の単独世帯率及び「患者調査」(平成14年)による在宅率(86.0%)を乗じている。

日常生活自立支援事業の流れ



調査・解決